

「クールオアシスすぎと」と「クーリングシェルターすぎと」について

・「クールオアシスすぎと」

熱中症予防のための夏季外出時に休息ができる冷房機器のある一時休息所です。

・「クーリングシェルターすぎと」

改正気候変動適応法第 21 条第 1 項に基づき、**熱中症特別警戒アラート（※ 1）** が発表された場合、暑熱避難施設として施設の営業時間内で住民へ開放する施設です。

登録条件として、定期的にメンテナンスをされている冷房設備を有すること、各施設の受入れ人数に応じた休憩スペースが確保できることなどを設けています。

一時休息所（まちのクールオアシス）と指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）は兼ねて登録することができるとされており、当町においては便宜性を考慮し「クールオアシスすぎと」の協力施設は「クーリングシェルターすぎと」も兼ねています。

※ 1：熱中症特別警戒アラートは気温が著しく高くなることにより熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれのある場合に、危険な暑さへの注意と熱中症を防ぐための行動を呼びかけるもので、前日の午後 2 時に発表されます。

名 称	熱中症 警戒 アラート	熱中症 特別警戒 アラート
位 置 づ け	気温が著しく高くなることにより、熱中症による人の健康にかかる被害が生ずる恐れのある場合	気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に重大な被害が生ずる恐れがある場合（過去に例のない広域的な危険な暑さを想定）
発 表 基 準	県内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数（WBGT）が 33 に達すると予想される場合	県内すべての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が 35 に達すると予想される場合
発 表 時 間	前日午後 5 時ごろ及び 当日の午前 5 時頃	前日午後 2 時頃

埼玉県では熱中症特別警戒アラートが発令されたことは過去にありませんが、近年の地球温暖化の進行を考慮すれば、今後は発令されることが考えられます。熱中症は予防することができます。地域にある資源を知ること、適切な予防行動を心がけましょう。